

第8章 文化財の防災・防犯

三原市は、近年、たびたび集中豪雨による大規模な災害を受けています。

平成30(2018)年7月6日から降り続けた雨により、市内の多くの河川が氾濫危険水位を超え、住宅地や田畑で浸水被害が発生しました。また、地盤が緩み土砂災害も市内各地で発生し、建物や構造物への被害や交通遮断が起きました。

こうした状況の中、土砂流入による建造物の埋没・崩壊や樹木の倒壊、河川氾濫による古文書の水没など市内の文化財も多くの被害を受けました。

豪雨による被害のほか、地震や火災により文化財が失われる可能性もあります。

平成13(2001)年3月芸予地震では、市内の住宅などが多くの被害を受け、文化財の建造物や石造物についても破損・倒壊の被害を受けました。

今後、災害による緊急事態が発生した場合は、第6章や第7章で示した措置実施期間中であっても優先順位を上げて対応する必要があります。また、文化財の保存と活用に当たっては、防災・防犯について積極的に取り組んでいきます。

1 防災・防犯に関する現状

(1) 想定される災害及び被害状況

①土砂災害

三原市には、3,000か所を越える土砂災害警戒区域があります。近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い区域において、甚大な被害が発生しています。このため、文化財においても土砂災害による被害を受けているものもあります。

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地に、市街地が形成されている状況が明らかになっています。

■文化財に関する近年の土砂災害の状況

年度	指定区分	種別	名称	所有者	災害状況
H30	国	建造物	米山寺宝篋印塔	米山寺	土砂流入
H30	国	史跡	小早川氏城跡 (新高山城)	市ほか	法面崩壊
H30	県	天然記念物	下草井八幡神社のツガ	下草井八幡神社	倒 木
H30	市	史跡	小早川家墓所	米山寺	土砂流入
H30	市	建造物	安楽寺山門	安楽寺	土砂流入
H30	市	史跡	日名内氏の墓	個人	土砂流入

②浸水

市の特徴として、市街地が沿岸部に面しており、また、河川が多数あるため、高潮時には河川の逆流や内水が排除できない箇所が多くあります。

市沿岸部では、三原内港や幸崎、松浜などの地区でたびたび高潮による越波の被害があります。河川では、沼田川などにおいて、堤防からの溢水や決壊の河川氾濫による被害があります。

③地震災害

広島県では、県の地震・津波対策において被害想定を行うべき地震として、平成 23（2011）年に発生した東日本大震災を踏まえ、最新の科学的知見に基づき、地震被害想定を行っています。この想定では、三原港及び沼田川流域において、地震に伴う液状化及び津波浸水の危険性が高いことが示されています。近い将来発生すると予想される「南海トラフ地震」などの地震についても災害を想定した対応が求められています。

地震による文化財への被害は建物被害だけでなく、石垣が崩れたり、石造物や社寺に安置される仏像が転倒したりするなどを想定した対策が必要です。

■近年の地震災害の状況

年度	指定区分	種別	名称	所有者	災害状況
H13	国	建造物	佛通寺含暉院地藏堂	佛通寺	建物被害
H13	県	史跡	檜崎正員之墓及び関係遺跡	市	崩落
H13	県・市	彫刻	木造四天王立像ほか	団体	転倒
H13	市	建造物	宗光寺七重塔	宗光寺	石材破損
H13	市	史跡	小早川家墓所	米山寺	石材転落
H13	市	史跡・名勝	佛通寺	佛通寺	石垣崩落

④火災

火災については、過去にも社寺内の指定文化財が火災で焼失し、指定解除となったことがあります。こうした被害は、個人財産の焼失にとどまらず、共有の財産である文化財の焼失にもつながります。

■近年の文化財に関する火災の状況

年度	指定区分	種別	名称	所有者	災害状況
H 元	市	彫刻	本生譚碑	浄念寺	焼失

■（参考）三原市消防本部管内の火災発生状況

区分	H29	H30	H31	R2	R3
火災件数	67 件	80 件	73 件	66 件	55 件
建物火災	18 件	26 件	25 件	19 件	21 件
林野火災	14 件	15 件	10 件	6 件	11 件
車両火災	7 件	4 件	7 件	8 件	6 件
船舶火災	0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
航空機火災	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
その他の火災	28 件	34 件	31 件	33 件	17 件

⑤盗難、放火、器物損壊

盗難、放火、器物損壊に関して、市内で発生した報告はありませんが、いつ何時、地域で大切にされている文化財が被害に遭うかわかりません。市内の文化財についても一層の警戒が必要です。

(2) 防災・防犯に関する取組

三原市では、毎年1月26日の文化財防火デーに併せて、三原市消防本部と連携して文化財消防訓練や文化財防火査察を実施しています。

①文化財消防訓練

火災から文化財を守るため、また火災が発生したとしてもその被害を最小限に防止するために、文化財の所有者・管理者や地域住民と連携して、実際の火災を想定した通報や放水の訓練を実施しています。

②文化財防火査察

文化財の防火管理状況を確認するために、毎年継続して、市内10か所程度の社寺を訪問・点検しています。

2 防災・防犯に関する課題と方針

三原市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、「三原市地域防災計画（令和3（2021）年10月修正）」を作成し、総合的な防災対策に取り組んでいます。

本地域計画では、「三原市地域防災計画」及び第5章で設定した文化財の保存と活用の基本方針を踏まえて、また、文化庁が作成した「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に沿って、文化財の防災・防犯の取組を強化していきます。また、大規模災害時には広島県と連携を行い、国立文化財機構文化財防災センターへの支援要請も検討します。

ここでは、防災に対する意識の向上、災害への備え、災害発生時の体制づくりの3つに分けて、それぞれ課題と方針を整理します。

(1) 防災に対する意識の向上

[課題]

○所有者や地域住民への文化財の防災・防犯意識の向上が必要

文化財所在地における、地域住民や所有者の、文化財への防犯、防災への意識が十分ではありません。

[方針] 文化財をまもる意識を育てます

○防災・防犯に関する意識の向上

文化財所有者ばかりでなく、地域住民に対しても、文化財の防災・防犯に関する啓発などを継続的に行います。

(2) 災害への備え

[課題]

○災害に備えた防火査察の継続実施が必要

火災などの災害に備え、適切に文化財が管理できているか、継続して確認する必要があります。

[方針] 災害への備えを継続します

○防火査察の実施

定期的に消防署と連携して防火査察を実施し、所有者や地域住民は日頃から災害に備え、現状の防災施設の性能が想定される火災リスク等に対応できているかを『重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災設備等）指針』を参考に確認し、不足があれば設備の充実が必要です。

(3) 災害発生時の体制づくり

[課題]

○災害時の対応手順が行政、所有者、地域で十分に共有できていません

災害や人的被害の発生時には、所有者が速やかに消防・警察・行政機関に連絡を行い、今後の修復などの処置を講じる必要があります。しかし連絡体制や対応マニュアルが万全であるとは言えません。

[方針] 災害や被害発生時の対応手順の作成・共有を行います

○マニュアルの作成

被災を想定した市独自のマニュアルの作成を行います。

○対応手順の共有

地域で被災時を想定した文化財防災対策を講じ、手順を共有化します。

○防火訓練の実施

地域で被災時を想定した防火訓練を継続し、手順を共有化します。



災害時の被害確認

3 防災・防犯に関する措置

防災・防犯に関して、次のことに取り組みます。

	事業名	事業内容	主な取組主体					費用負担	実施期間		
			行政（市）		所有者	市民・団体	専門家		前期	中期	後期
			文化課	関係課							
14 (再)	防災・防犯の啓発	防災・防犯について、所有者や地域ぐるみで文化財を守る意識を啓発する	◎	○	○				継続	----->	
15 (再)	防災・防犯に関するマニュアル・体制づくり	「広島県文化財防災マニュアル」に基づき、地域で被災時を想定した文化財防災対策を講じるとともに、市独自のマニュアルの作成を行う	◎	○	○		○			新規	----->
16 (再)	防火訓練の実施	火災発生時にみはら資源の被害を最小限にとどめるために、市、消防署、所有者、地域住民などが連携・協力して、防火訓練を実施する	○	◎	○	○			継続	----->	
17 (再)	防火査察の実施	消防署と連携して防火査察を実施し、防災設備等について不足があれば設備の更新・充実を図り、助言・指導を行う	○	◎	○				継続	----->	

[主な取組主体] ◎：中心となって取り組む ○：協力して取り組む [実施期間] 実線：実施期間 破線：継続

[実施時期] 前期：R 6～8年度 中期：R 9～11年度 後期：R 12～16年度

